

平成 24 年 第 1 回

高森町議会臨時会会議録

平成 24 年 1 月 13 日 開会



高 森 町 議 会

1月13日(金)

(第1日)

平成24年第1回高森町議会臨時会（第1号）

平成24年1月13日
午後3時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

4番 芹口 誓彰君

5番 立山 広滋君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成24年1月13日

至 平成24年1月13日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
1月13日（金）	本会議	議案審議

日程第3 議案第1号 高森温泉館条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

日程第5 議案第3号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 宇 藤 康 博 君

2 番 後 藤 三 治 君

3 番 興 梶 壽 一 君

4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君

6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君

8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	総務課審議員	甲斐敏文君
住民福祉課長	古澤建生君	税務課長	色見継治君
産業観光課長	橋本和則君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	税務課長補佐	工藤英二君
住民福祉課長補佐	岩下公治君	住民福祉課長補佐	阿部恭二君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君
総務課総務係長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開会 午後3時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお
願いを申し上げます。

会議を開きます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いします。町長 草村大成君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（草村大成君） 議員の皆さま、改めまして、新年あけましておめでとうござ
います。議員の皆さんにおかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜びを
申し上げます。

さて、本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、公私ご多忙の中、ご出席い
ただきお礼を申し上げます。

また、去る1月3日には成人式、続く8日には消防の出初式と、新年早々にも関
わらず、町の行事へご出席いただきまして大変ありがとうございます。

私も昨年の統一地方選挙で就任以来、議員の皆さまから激励またはアドバイスを
いただきながら、8カ月間、精一杯走ってきたところでございます。また、何分反
省しなければいけないところは反省をし、また8カ月間やってきたことによって、
ある部分では、まあ少しの部分ではございますが、自信が深まった部分もあるとこ
ろでございます。特に今年は初めての私の予算編成となりますので、与えられたこ
の使命に関してしっかり積み上げていく、そしてそれに対して責任を全うしていかな
ければいけないというふうに思っております。

さて、去年は統一地方選挙の年でもあり、骨格予算ということでございましたが、
先ほど申し上げましたように、今年違います。私の初めての予算編成をさせてい
ただく年であります。選挙のときにご提示申し上げました政策集の中で明らかにし
ていることの政策の一つ一つを実現に移す手段として、またその予算として現在、
編成作業を進めています。議員の皆さまのさらなるご理解とご協力をお願いするも
のでございます。

本日まで提案申し上げますのは、条例案1件、補正予算案の2件の3件でございま
すが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本年が高森町にとって、また皆さまにとりまして、良き年
になりますことをご祈念申し上げましてご挨拶と代えさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成24年第1回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 芹口誓彰君及び5番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月13日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 高森温泉館条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第1号、高森温泉館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第1号でご提案しました高森温泉館条例の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

開館より17年が経過し、今までに町民の税金、お金を約11億2,000万円投入しております。時代の変化とともに世の中の経済状況や利用者の高森温泉館に対するニーズも大きく変わってきています。また、ほかの温泉施設との競走に勝ち残るため、時代に見合った設置目的に変更する必要があると考え、今回提案するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い

を申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） こんにちは。5番 立山です。

今、町長のほうから条例改正案の説明がございましたけれども、この高森温泉館の条例の一部改正についての関連で質問いたします。

建設時、平成6年の11月オープンですかね、その時代とは全く変わり、町長の説明の中にありましたように、経済状況も変わり、やはり民間業者にとっては縛りが多くなることは利益が出ないわけであり、利益が出ない施設運営を行うはずはないのは当然だと思います。民間が営業をやりやすくすることに改正することは賛成です。

そこで、一つお尋ねいたします。温泉館の衛生、環境等々についての規約は、設置条例に入っているのでしょうか。なぜなら、温泉館の臭い等の衛生面についての苦情や評判を耳にする機会がかなり多くなってきています。ほかの民間温泉施設が頑張っても、高森温泉館の評判によって、いろんな面でイメージダウンにつながり、せっかくの南阿蘇一番のお湯として人気だった高森の温泉全体が損なわれているような気がします。

また、昨年、12月17日、土曜日、ここにコピーして持ってきておりますけれども、熊日新聞に掲載されたリクルート社がインターネット上で全国1万人以上からのアンケートを集計した旅行客の満足度ランキングでも、お隣の南阿蘇全体で評価されていると思われる南阿蘇温泉郷は全国で15位に躍進しています。前年までは30位までにも入っていなかったと記憶しております。要は、お客さんにとって目に見える衛生面での評価が一番大事であると思っております。

そこで、せっかく設置条例の見直しであれば、その中でもいいですし、指定管理の規約等々に関して衛生面も考慮すべきではないでしょうか。よろしく答弁のほうをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

温泉館の衛生等の規約、その設置条例の中にそれが、衛生等の規約というのは条例の中にはないというふうに認識いたしております。ただし、指定管理の部分に関しましては、担当課から説明をさせます。また、考慮できないかという部分に関しましては、まさにおっしゃるとおりかなというふうに思っております。少

なくとも私が知ってる限りでは、非常にリクルートのアンケート調査というのは信用性が高く、温泉だけではなく、食べ物屋さん等々もなされているわけですが、確かに議員がおっしゃったように、南阿蘇村の瑠璃温泉も含めてると思いますが、全体的にですね、南阿蘇村の温泉の評判が一気にここ3、4年でクローズアップされている、そして逆に黒川等々が若干下がっているということは、私のほかの記事でも確認いたしております。高森が水の町、源泉であるということであり、やはり単に申し上げまして、高森町の温泉のほうが良いと、お湯は良いんだというふうな評価をいただいていた歴史もあると、私は個人的にはそう思っておりますが、現状、確かに南阿蘇村に逆転され、引き離されてるということは紛れもない事実ではないかというふうに思っております。

そういう中で、やはり今後の民間業者に任せる、その指定管理にしろ、直営にしろ、何にしろ、この衛生の部分、特に見た目の衛生等、また先ほど言われました臭いの問題等に関しましても、しっかりしたその指定管理の規約の中でそういうものを謳えることができ、なおかつ指導ができればいいなというふうに思っております。

指定管理の規約等々に関して、担当課から説明させていただきます。以上です。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまの質問の件に関しましてお答えしたいと思います。

温泉館の環境衛生面につきましては、特別な規約と協定の中にも具体的なことは謳ってありません。環境衛生面につきましては、指定管理業者におきまして、2カ月ごとに温泉水の水質検査を専門業者に依頼し実施をいたしております。また、次亜塩素酸ナトリウム、通称カルキに関しましては、銭湯や温泉施設などの公衆浴場に関しまして、公衆浴場法によって管理が義務付けられております。循環される湯船の湯は塩素によって滅菌するように謳われておりまして、その残留塩素濃度は0.2ppmから0.4ppmの範囲内で保たれることが望ましいというふうになっております。

高森温泉館につきましては、一部循環をいたしておりますので、指定管理者におきまして、毎日、午前・午後に塩素濃度を確認、年4回にわたりまして、浴場と泉源の2カ所分を検査を出しています。また、このカルキの濃度につきましては、0.5ppm前後でやっているということです。あくまでも温泉ということで、蒸気と一緒に上がりますので、臭いの面もかなり出てくるかなと思っておりますが、衛

生上、カルキを入れてるということでご了承いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

今、町長及び担当課長のほうから説明がございましたけれども、2カ月に一遍、次亜塩素酸ですかね、カルキ、普通、多分あれば夏場のプールなんかに入っているものと一緒だと思いますけれども、それを2カ月に一度、温泉館のほうで実施、どこかに出して、そしてまた午前・午後、検査しているということですのでけれども、この0.5ppmというのがずっと現在も保たれているのでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 最近、温泉館のほうにですね、衛生面は常時確認をいたしておりますが、最低0.5ppmというのは守られています。これ以上になることもたまにはありますが、大体基準は0.5ppmということで推移をいたしております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

温泉館の条例改正ということで提案されております。ただ、健康増進等と健康福祉の増進、この違いだけであって、何ら差し支えはないというような気はいたしますけれども、本来の目的は健康増進あるいは福祉の増進ということで当初は立ち上げたことでございます。これは町の財政ばかりでやったものでもないし、あくまでもそれが基本旗印のもとで取り上げたというのが一つの基本ではなかろうかと思えます。ただ単なる福祉が付いとるだけで管理者に落として運営がしづらいということ自体が何らおかしい気がいたします。目的はあくまでも健康福祉の増進というのが高森温泉館の本来の姿ではなかろうかというふうに私は感じます。ただ単なる指定管理者に落とすから、事業者においてやりやすいようにというその気持ちは分ります。しかしながら、本来の目的を変えてまで指定管理者に回すほうがいいのか、健康福祉増進のために町としてやるのがいいのか、そこらあたりの判断というものは今後する必要があるのではないかと、そこらあたりはしっかりと検討していただく余地があると思いますが、その点はよろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

福祉という部分というよりも、この改正前が健康増進と健康福祉のこと、もとの設置がそうであるということは十二分わかっております。先ほど申し上げま

したように、民間に落とすだけのための条例改正というふうに私はっておりません。すなわち、少なくともまず先ほど提案理由で申し上げましたように、経済の変化、時代の変化の中で、やはり民間だけにその落とすために何かを変える云々ではなく、もとは健康増進と健康福祉であるという大認識の上です。やはり少なくとも民間が取り組みやすい、また健康増進と健康福祉の営業をやりやすい形にするために改正したいという事で、今日は提案させていただこうと思っております。私自身、健康増進と健康福祉がすなわちイコールであるという認識のもと、民間だろうが直営だろうが営業、すなわち温泉館を行っていかねばいけないというふうに強く認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ありがとうございます。

言われてることは分かります。しかしながら、私の言いたいことは、それは当然そうでありますけれども、本来の目的、これはあくまでも大事にしなければならない。それは健康福祉を入れたから悪いんじゃない、結局はそれも入ったって、やり方次第ではお客は来ると、そういう実績があるというのを示したいというのが私の言いたい部分です。お客が減ったから、これを変えて、条例を改編したらどうだろうかというような部分ではなくしてですね、私はこの部分ではっきりとお客を集める、その経営手腕があれば何ら問題ないというふうな捉え方でものをしゃべっております。その点を今一度お示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに健康福祉が入った上での経営手腕、すなわちそれがじゃあ現在に値しているのかどうか。過去の実績等々を考えますと、私は民間出身でございます。正直申し上げまして、利益が出ないことは民間企業は行いません、そういう中で、指定管理の委員会、指定管理自体をこの間、条例変更を議会に提案したように、とても行政が営業を行って、果たして本当に利益が出るのだろうかという疑念の部分というのは、やはり私はもっております。そのために先日も行政職員がその業者を選ぶことに参加すること自体に問題があるのではないかという認識のもと、条例提案させていただきました。

今回の提案に関しましては、確かに9番議員さんがおっしゃるように、健康福

祉をしっかりしながら、当時の設置の目的をしっかりもちながら、経営手段がしっかりできれば、これはやっていけるんだということでもあります。それも十分わかった上で、私はやはり今の時代、この情報社会の時代ですね、今までの高森温泉館のこの経営のプロセスを民間企業が果たしてリサーチなしで手を挙げるのか、果たして公募を行ったところで、本当に民間企業が参入してくるのかということも、正直申し上げまして、今の経済状況を考えれば、これは致し方ない、なかなか不安になる部分があるわけです。その中でやはり町の施設として設置した、そして健康福祉を基本にして経営していかなければいけない。そのときに民間が手を挙げない、ならばそれでもやはりちゃんと施設として運営をしていかなければいけない。そういうときに、私はやはり町が経営するにしても、直営するという仮定の話をしていただきますが、その場合でもやはり今までのようなすべて町がするからこうなんだ、ああなんだと、値段もこう、あれもこうという括りでは、やはり赤字はどんどん増えていくものではないかというふうに思っております。昨今の財政事情、特に東北の震災後のこれからの財政事情等々を考えれば、やはりシビアにいかなければいけないところは、例えば行政が経営するにしろ、民間の手法をしっかり取り入れて経営をやっていかなければいけないのではないかというふうに思っております。その旨、自分として、また行政としても、最悪のときを想定して、その時点でしっかり、よしこれに向かっていくんだと、そのために案をたくさん出せるための改正というふうに、私は今回捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） ありがとうございます。

真意というものは分かったような気がいたします。何はともあれですね、管理制度に移行しておる以上は、収益を上げていただかなければならないというのが基本でございます。それに伴い、今度の条例の改正ということでございます。それが本当に今度受けていただく人が、どのような形で受けていただくのか、その人の手腕にもよろうかと思えます。そこらあたりをしっかりと見極める力というものを、しっかりと行政のほうで定めていただきたい、これが一番大事ではなかろうか。どれだけ条例を改正しても、本当に受ける人がその気になっておるのかなのか、その見極めというものを今後の管理者へ移行するときの条件として執行部においてはちゃんとした形で下ろしていただきたい、その旨を付け加えて質問を終わりたいと思えます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、高森温泉館条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、高森温泉館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第2号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第2号で提案いたしました平成23年度高森町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ249万円の追加であり、これを現計予算に合算いたしますと38億7,657万2,000円となります。

それでは、まず4ページ、債務負担行為の補正についてご説明いたします。今回、債務負担行為の追加となりますものは、高森温泉館の指定管理に関わる契約が本年度で満了することから、来年度以降、平成24年度から26年度までの3カ年の指定管理料について、1年当たり1,900万円を限度として設定するものであります。

次に、7ページ、歳入予算につきましては、町民バスの運行に伴う県からの交付金が確定したことによるものでございます。

次に、8ページ、歳出予算につきましてご説明いたします。企画費につきましては、町民バスの運行に伴う事業者への補助額が確定したことによるものでございます。

地籍調査費につきましては、使用料及び賃借料から需用費への組み替えを行うも

のであります。

老人福祉費につきましては、扶助費の寝たきり老人等介護手当が介護保険法に基づく地域支援事業交付金に該当することから、特別会計で新たに計上することとし、一般会計分を減額するものでございます。

9 ページ、道路新設改良費につきましては、県道津留柳線の改良工事に伴う単県事業の負担金を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第3号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第3号でご提案申し上げました平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険法に基づきます地域支援事業交付金の該当事業に関するものでございますが、12月議会後に県からの報告を受けましたことにより補正を

行うものでございます。

主な補正内容でございますが、6ページをご覧ください。これまで介護予防事業費で支出しておりました食の自立支援及び配食につきましては、地域支援事業交付金の対象事業となりますことから、包括的支援事業費に組み替えるものでございます。

また、寝たきり老人等の介護手当につきましても、先ほど一般会計補正予算で説明がありましたとおり、地域支援事業交付金の対象となりますことから、一般会計から本会計の包括的支援事業費に組み替えるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成24年第1回高森町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成24年第1回臨時会

平成24年1月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111